

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合

(第 3 回会合)

2014 年 6 月 12 日 (木)

(14:00 ~ 16:00)

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

それでは、予定の時間がまいりましたので、これより、国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の、第3回を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お越しいたきまして、誠にありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます JBIC 経営企画部の牛田でございます。本日もよろしくお願い致します。

本日の議題は3点ございます。

1 点目が、貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン実施状況の確認について。

2 点目が、JBIC、NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況確認に関する質問への回答について。

そして、三つ目。こちらが、個別論点に関する議論ということでございます。

それぞれ、JBIC、NEXI より配布資料がございます。

NGO や産業界からのご意見も頂戴しております。事前に、JBIC、NEXI ウェブサイトに掲載しておりますけれども、会場後方にも置いてございますので、お持ちでない方はお取りいただければと存じます。

また、1 点、全体の注意でございますけれども、今回、これまでの会合と同じでございますけれども、この会合の議事録は、透明性確保という観点から、後ほど公開をさせていただきます。

ただしというか、一方でと申しますか、ご出席いただいている皆さまのプライバシー保護という観点もございますので、映像や写真の撮影というのは控えていただきたいと存じます。録音につきましては、していただくことについては構いませんけれども、音声の公表というのは控えていただきますよう、お願い致します。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

では、早速でございますけれども、JBIC、NEXI から、まずは、本日の進め方全体のような話を簡単にさせていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日も、雨の中大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。

実際の議題に入る前に、前回第2回のコンサルテーション会合以降の動きというか、やりとりについて簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。

連休明けの5月9日に NGO の方々からご要望書をいただきました。私ども、それから、

NEXI のホームページにもアップをさせていただいておりますけれども、その中で、3 点ご要望がございます。

1 点目は、NEXI の実施状況確認を議題として設定するもの。

2 点目が、JBIC が現在実施しております現地調査の確認を報告書にまとめて公開する。

3 点目として、改訂に関する議論は、この 2 点が完了してから開始することというようなご要望書を 5 月 9 日付でいただいております。

それを踏まえまして、5 月 23 日に NGO の方々と JBIC、NEXI でミーティングを持たせていただきました。

その中で、1 点目の NEXI の実施状況確認については、今回、第 3 回で議題として取り上げさせていただき、調査報告書についても、まとめて公開させていただきということ、こちらのほうから申し上げさせていただいて、NGO の方々からもご了解をいただいたところ です。

2 点目の JBIC の現地調査を含む追加確認を報告書にまとめて公開ということでございますが、実は、現地実査案件で 6 案件ございますけれども、これが、全て終わったのが、5 月末でございます、その後、現在、報告書の取りまとめ作業を行っているところでございますので、この第 3 回、本日 6 月 12 日は間に合わない、現地調査に係る報告書については、書面でまとめて公開をさせていただきことはお約束させていただきますが、第 3 回目には間に合わない、第 4 回以降、実際の改訂コンサルティングの議論と並行して進めさせていただきたい、これは、前回 5 年前の見直しのときも、同じようなやり方でやらせていただいたので、それでご了解いただけないかということ、こちらのほうから申し上げたところ、この点についても NGO の方々からご了解を得たという次第でございます。

従いまして、3 点目の、上記 2 点目が完了してから本格的な改訂に関する議論を開始という点につきましては、本日の第 3 回から本格的に議論を開始できる状況になったというのが現状でございます。

一方、産業界の方からも、この間、ご要望書をいただきました。6 月 5 日付で産業界 5 団体の連名で JBIC、NEXI の環境ガイドライン改訂に関する要望書というのを頂戴させていただいています。

本日も、お配りしておりますし、JBIC、NEXI のホームページにも掲載をさせていただきます。

それに続きまして、6 月 6 日付で、同じく産業界のほうからは、項番 1 から 13 の項目につきまして個別論点に係る産業界からのご意見ということで、これも私どものホームページにもアップをさせていただいているところでございます。

その後、私どものほうで、これまで NGO の方、それから産業界の方からいただきました要望事項、それと、JBIC、NEXI としての今回の改訂のときに議題として取り上げたほうがいいのではないかと、思っております事項を論点整理の紙という形でまとめさせていただいております。

私どもの環境ガイドラインの目次の順番に、いただきましたご要望の内容を並べさせていただきまして、NGO の考え方、産業界の考え方、JBIC、NEXI の考え方という三段表の形で、今後の本格的な議論が効率的になされるということを目的と致しまして、私どものほうで作成させていただいたものでございます。

これにつきましても、6月9日付で私どものホームページにアップをさせていただいているところでございます。

ちなみに、NGO の皆さまとの5月23日のミーティングのときに、並べ方につきましてもこの順番でいいということでご了解をいただいて並べさせていただいたものでございます。

こういったところが、前回第2回のコンサルテーション会合以降、本日に至るまでの経過でございます。

本日でございますけれども、ご案内のとおり、3点議題として上げさせていただいております。

1点目は、先ほどご紹介致しましたNGOの方からのご要望を踏まえてのものでございますけれども、NEXIさんによるガイドライン実施状況の確認ということです。

2点目と致しまして、前回、私どもJBICのほうからご説明させていただいた実施状況確認、それから、本日、NEXIさんのほうからご説明いただきます実施状況確認に関する質問というのを、NGOの方から全部で五十数項目についてご質問をいただいております。

それに対する回答について、2点目として議題として取り上げさせていただいております。

3点目でございますけれども、いよいよ個別論点に関する議論ということで、先ほどもご紹介させていただきました論点整理のこの紙に基づきまして、項番1から本格的な改訂に向けての議論というのを開始させていただきたいと、このように考えております。

それで、今日の時間でございますけれども、一応2時間ということで16時までを予定しているところでございます。

5年前の回目のコンサルテーション会合のときには、時には5時間とか6時間を超えたコンサルテーション会合ということも多々あったかと思っておりますけれども、なかなか、人間集中力が続くのは、3時間、2時間半ぐらいが限度かなというふうに思っております。従いまして、今回のガイドライン改訂に係るコンサルテーション会合につきましても、なるべく時間を区切って効率的に進めさせていただきたい。具体的には、原則2時間、どうしても、きりが悪く中途半端な場合には、そのときの状況を踏まえて最大30分延長ということで、どんなに長くなっても2時間半で一旦コンサルテーション会合のほうは終了させていただきます。なるべく、期間を置かずに、積み残している議題がある場合には、続きのセッションを設定させていただくということを考えています。

そういう観点で、本日も、どこまで具体的に議論ができるか分かりませんが、もし、積み残しがあつた場合には、現在、7月3日ということで、この会場を押さえてございますので、また、詳細はホームページのほうでご連絡させていただきますけれども、続きは7月3日木曜日の午後ということで残りの論点はさせていただきたいと思っております。本当

は、2週間後の6月23日の週に続きのセッションをやりたいと思っていたのですが、たまたま、ちょうど、このタイミングで、OECDのECG会合という会合がございまして、NEXIさんはじめ関係者が、そちらのほうに出席をされるということで、申し訳ないのですが、間3週間となってしまいますが、7月3日木曜日の午後に続きのセッションは設定させていただこうと思います。

以降、7月に入りまして、7月、8月と、これまでよりも開催頻度を上げて開催をさせていただきたいと。目標は2週間に1度。間にお盆休みとかある場合は、やむを得ない場合は、3週間を空けるという形で、1回当たりの時間はマックスで2時半という形で切らせていただきますけれども、その代わりに、開催頻度を上げて実のある議論をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

以上が、冒頭、私のほうからのご説明、ご報告事項でございます。

引き続きNEXIさんのほうから、議題の1についてご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【日本貿易保険 片山】

皆さん、こんにちは。NEXI日本貿易保険の片山でございます。

前回の会合の最後にNEXIのガイドラインの実施状況の確認調査報告がないから、ちゃんと書面で作って説明をしてほしいという要望があり、先ほどご説明があったように書面でも要望をいただきましたので、今回、このように、お手元にあるような資料を用意させていただき、この場を借りてご説明をさせていただきます。

説明に入る前なのですが、一つお願いがございます。先ほど、稲葉さんのほうから本日の議事の進め方ということで説明がありましたけれども、きょう、この会から本格的なガイドラインの議論が始まるところでございます。充実した議論を行うために、私のほうの説明は致しますけれども、この調査報告の内容に関する質問などに関しては、できれば、書面に送っていただければと思います。そうしましたら、我々としても書面で回答をするように致します。そうやって、議論のほうを重視した時間の使い方にさせていただきたいと考えておりますので、どうか、ご理解ください。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1枚目をめくっていただきまして、1ページ目からご説明をさせていただきます。

まず、私どもの環境審査における実施体制というところの説明をさせていただきます。

私どものガイドラインですが保険契約の対象となるプロジェクトのうち全ての2年以上の案件を対象に環境、これは自然環境のみならず、人権等のところについても調査の確認をすることにしております。そのまま読まないように致しますので、その辺はご了承ください。

それで、環境は保険を引き受ける上での審査の一環ということ進めております。ですので、審査部の中に環境グループというものを設置致しましてカテゴリ分類、そして、カテ

ゴリ A および B 案件のレビュー、モニタリングということをやっております。

カテゴリ A の環境レビューのときは必ず外部専門家を起用致しまして、レビューの支援業務というものを委託しております。

カテゴリ A のレビューに関してなのですが、私どもは原則現地のところに、実査に行き行って調査、確認をしております。

ただし、ここにも書いてございますが、JBIC さんとの協定というものがございまして、その協定に該当するようなものは、JBIC さんから資料を頂戴して、この実査を省略を最近はしております。

また、後で出てきますけれども、机上でも大丈夫だと判断がなされた場合は、実査というものを省略することがございます。ただ、基本は、最初に書きましたけれども、カテゴリ A については、必ず実査に行くという考えでやっております。

続きまして、適用案件と調査対象に移らせていただきます。

今のガイドラインが施行された2009年10月以降、2013年12月までのスクリーニングフォームを受領してカテゴリ判断を行った結果を、まずは調べてみました。前回でも説明をさせていただきましたが、カテゴリ判断を行った件数は417件ございました。内訳は、カテゴリAが 88件、カテゴリB が31件、カテゴリCが 一番多くて298件ございました。

JBICさんが、調査対象とされたのが2013 年3 月31 日までに契約に至ったものということでしたので、我々も同じ期間を対象とさせていただきまして、2013年3月31日までに保険契約に至った全案件ということで調べさせていただきました。カテゴリAが47件、カテゴリBが15件でございました。ただ、同一プロジェクトのものに関して複数の保険契約というものが中にはございますので、これらの重複ということを考慮しますと、実際のプロジェクト数としてはカテゴリAが34件、カテゴリBは13件でございました。カテゴリCにつきましては、なかなかフォローが難しいところがございますので、契約日で抽出することもできずにおりましたので、重複だけを考慮させていただいて、2013年の12月末までにスクリーニングフォームをカテゴリ分類をしまして、重複を考慮した多件数の298件中243件ということで調査対象とさせていただきました。

次の、スクリーニングとカテゴリ分類のところに移らせていただきます。

私どもは、保険の対象となるプロジェクトをカテゴリA、B、Cのいずれかに分類することとしておりまして、カテゴリAとB、これについては環境レビューを行う。カテゴリCについてはレビューを省略するということになっております。これは、先ほど説明したとおりでございます。

カテゴリ判断につきましては、輸出者さんのほうから、もしくは保険を考えていらっしゃる方々からスクリーニングフォームを提出していただくのですが、その提出されるスクリーニングフォームで、おおむね十分な情報というのは入手できることになっておりますが、中には、ちょっと確認をしたいことというのがございますので、追加で情報提供をお願いして、それで、カテゴリ分類を行っているというものでございました。

カテゴリ分類の結果につきましては、今まで一度質問を受けたことはございますけれども、その他には、特に質問を受けたこともなかったので、この辺は適正に判断できているのではないかなというふうに考えております。

続きまして、環境レビューのほうに行きますけれども、カテゴリAに関しましては、冒頭に申しましたけれども、私どもは第三者である外部専門家を必ず起用しまして、そして、ホームページ上で公表しておりますセクターごとのチェックリストを基に環境レビューを行っております。

カテゴリAにつきましては、輸出者等はアセスメント報告書EIAもしくはESIAと言ったり、相手国政府の許認可書を提出することになっておりますが、私どもが調査した34件に関しましては、全件環境アセスメント報告書および相手国政府等の環境許可書というものを入手して公開しております。

実査については、必ずカテゴリAにつきましては行うというつもりでしたが、34件中工業団地の中で近隣に居住者がおらず机上で調査が大丈夫だというふうに判断したものは1件、そして、JBICさんから資料を受領したというものが1件ございまして、実質34件の中で32件について我々が実査したということでございます。

あと、公表のほうですけれども、ESIAもしくは環境許認可ですが、34件中33件はウェブサイトの中で公表しておりまして、1件につきましては、データの容量の都合ということで閲覧ということにしております。

カテゴリBに関しまして、環境Aほどのインパクトがないわけですし、おのずとチェック項目も少なくなるのですが、基本的には公表しているチェックリストを用いて、我々は環境レビューを行っております。

輸出者さん、もしくは融資を行う銀行さんなどから情報をいただくのですけれども、もともと提供された情報が不十分の場合は、そうした輸出者さん、もしくは融資をされている銀行の方々をお願いをしまして、我々から質問状を相手方に送って、その回答を得るという形でレビューを行ってきております。

ですので、環境カテゴリA、環境カテゴリB、レビューについては我々としてはできていたというふうに理解をしております。

続きまして、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮に関しまして、幾つか項目を上げておりますけれども、これは、私どもガイドラインの別紙というものがございまして、そこに掲載されている項目を念頭に書いてございます。

ガイドラインに載せている項目を書くと、かなりボリュームが増えてしまいますので、それを、ちょっと省いた形で調査結果だけを記載しておりますので、その辺はご理解ください。

まず、基本的事項と対策の対応というところですが、カテゴリAの34件に関しまして20件につきましては、既存施設の拡張であったり、既存の工業都市内の建設とか、鉱物資源の採掘ということでしたので、立地などの代替案の検討が行われるというような案件

ではございませんでした。

一方、9件に関しましては、サイトとか、工法などそういったもので代替案が検討されたというのは確認しております。

また、残り、最後の5件ですけれども、5件につきましては、マスタープランの一環というプロジェクトでございまして実施国において必要性が評価されて計画に至ったというふう認識できるものでございました。

そして、それぞれのプロジェクトによっては、環境影響への低減措置というのは検討されているというものでございまして、そういったものは、我々として確認をしております。

続きまして、専門家から委員会を設置して意見を求めるようにということですが、それらしいものというのは、残念ながら34件の中にはございませんでした。ただし、そこに書きましたけれども、サイトの選定において複数の関係省庁とか事業地が属する州の管外委員会、ここには税務署も入っていましたけれども、そういった代表者が委員会を構成して、サイトを選定しましたというふうに確認できているものが1件ございました。

モニタリング計画につきましては、34件全てのプロジェクトで計画されていることは確認しております。

検討する影響のスコープですけれども、レビューにおいて、先ほどから説明しておりますとおり、公表しているチェックリストを用いて確認をしておりますので、基本的にはスコープとしては問題ないという理解であります。

そして、法令、基準、計画等の整合性ということですが、我々は、レビューの過程において公表しているチェックリストを用いて確認しているのですが、実施国、実施地における法令、基準の遵守など、環境許認可取得に付された条件、自然保護や文化遺産保護のために指定した地域があるか否かなども確認しております。その上で、特に問題になったことは確認されておりました。あと、一つ、特異な例として、そこに書いてありますけれども、工業都市を建設後に自然保護区に指定されたというような案件もありまして、そういう特殊な例というものもあったことも確認しております。

ページをめくっていただきまして、次のページをお願いします。

続きまして、生態系および生物相のところですが、違法伐採が確認されたものというものはありませんでした。また、商業伐採を伴うプロジェクトもありませんでした。森林伐採を伴うものもしくは水没するようなプロジェクトの場合は、それと、同等もしくはそれ以上の植林が行われる、もしくはそういう計画であるというのを私どもはレビューの際に確認をしております。

また、貴重種の生息地についても可能性あり、もしくはありという案件は36件中16件ございました。その16件につきましても、それぞれに対策を講じる、もしくは講じる計画だということを確認しております、特に問題であったというふうに認識されたものはございませんでした。

社会的合意と社会影響についてですけれども、カテゴリAにつきましては、34件中30件については、事業者が住民の説明会というのを開催して説明をしているものでございました。

一方、住民説明会が実施されなかった4件ですけれども、2件は拡張案件で、環境省、住民への説明は不要というふうにいったものというのがありました。そして、あと1件は再生可能のエネルギーのプロジェクトで情報公開をしつつ苦情が特になかったと。あと、残りのもう1件が、事業者ではなくて、地方の政府が説明を行ったというものがございました。

環境省が不要と判断した2件についてですけれども、全くやってないかということ、そういうわけではなくて、これは、事業者のほうができるだけ情報公開というものをやっていたことは確認はしております。

あとは、住民説明を行っていないという環境省が要らないと判断した2件、そして、地方政府が説明を行ったというプロジェクト1件につきましては、保障に関しても合意済みということで、その辺は確認はしております。ですから、特に問題になったということは出てきておりません。

再生可能エネルギープロジェクトにつきましても、用地の購入や、用地のリースという形で、個別対応で住民に対応していたということも確認しておりまして、現在のところ、特に問題になったという報告もございません。

続きまして、非自発的住民移転についてですけれども、カテゴリA34件中、非自発的住民移転と経済的移転も発生しない案件が14件ございました。非自発的住民移転もしくは経済的移転が発生する案件が18件。中には、不法居住者のみの移転を確認したプロジェクトが2件ございました。この2件は、実は、前のところでも説明をした環境省が不要というふうに判断した案件でございます。

非自発的住民移転もしくは経済的移転が発生する案件18件のうち、1件が非自発的住民移転のみの案件、そして、10件が非自発的住民移転および経済的移転の両方が発生する案件、そして、残りの7件が住民移転ではなく経済的移転のみ発生するプロジェクトこういう結果でございました。

補償に関する住民への説明というのは、16件について実施を確認しております。その他1件が土地所有者と個別交渉というケースでございました。残り1件ですけれども、プロジェクトサイトの県レベルの補償委員会が住民の代表として交渉をするというものでございました。そして、個々に補償パッケージを作成の上、プロジェクト実施者とともに契約に署名するというタイプをとったものがございました。

次のページにいきまして、18件中合意形成に至っていたものというのが、10件。合意形成中というものが8件ございました。この合意形成中の8件というのも補償レベルについて問題があると確認できたものはございませんでした。

最後ですけれども、不法居住者のみの移転を確認した2件、これは、先ほど言った環境省不要だといったものですけれども、このプロジェクトにつきましては、不法居住者に対しても学校・医療施設・商業施設などを用意したサイトに移転することで全世帯と合意に至

っていたということも確認しております。

そして、先住民族のところに移らせていただきます。

先住民族ないしは少数民族の居住を確認したものは34件中8件ございました。民族習慣に配慮するとしていたプロジェクトとか家畜の移動ルートを妨げないような配慮をするプロジェクトはありました。一方、8件中の5件はベトナムでございまして、同国においては法令によりどの民族も平等に扱われるということになっておりまして、民族習慣への配慮が行われた上で補償などの権利が守られていることは確認しております。

最後に、モニタリングとフォローアップですけれども、カテゴリAの34件につきましては、全プロジェクトにモニタリング計画が含まれていることも確認しております。

続きまして、意思決定の反映という点ですけれども、簡単に申し上げますと、最初に、環境というのは、審査部の中に環境グループというものが設置されております。審査の一環ということですので、意思決定の一部というふうになっているというふうにご理解ください。

そして、カテゴリAおよびカテゴリBに分類された案件に関する場合なのですが、我々としては、カテゴリAもBもすべからく環境に関する条件を特約として付けておりまして、被保険者をして環境社会配慮の実施を促すことと、あと、モニタリング結果の入手についても条件付けをして保険を引き受けることとしております。

内諾後の環境社会配慮ですけれども、環境ガイドラインでは、必要に応じて、内諾をしたプロジェクトについて環境社会配慮が適切に行われているかどうかに関する情報の提供を輸出者等を通じてプロジェクト実施者毎に求める場合があるというふうにしておりますが、我々は、輸出者の皆さんもしくは銀行さんを通じて、モニタリングを行っているところでございます。

このモニタリングですけれども、必ずAとBについては条件を付けておりまして、保険責任期間我々は実施しているところでございます。提出につきましては、必ずしも皆さんがタイムリーに出してくれるというわけではなくて、たまには、我々のほうで督促をしたりということもありますが、今のところ必要な確認は行っている状況でございます。

さらに、プロジェクトの環境社会配慮に関して事態の改善が必要であると判断した場合には、プロジェクトの内容および輸出者などが当該プロジェクトへ関与し得る程度を勘案した上で、輸出者を通じて、当該プロジェクト実施者に対して適切な対応を求める場合があるというふうにガイドラインではしてあるのですけれども、我々としましては、モニタリングを通じてモニタリング項目を増やさなければいけないと思うようなプロジェクトがありましたので、モニタリング項目を増やしたという事例もございますし、モニタリング結果を見て、問題があるのではないかというふうに思ったところでは、改善対策の説明を求めたということもございます。

ただし、スクリーニングフォームの記載内容に虚偽があって、それが分かって内諾を取り消したものとか、保険契約を解除したものはございませんでした。

続きまして、情報公開のほうに移りますけれども、情報公開は先ほど申し上げましたけれども、カテゴリが34件中33件はウェブでESIA、EIA、そして、各国許認可書を公開をさせていただいており、1件を本店の閲覧とさせていただいておりました。

ただ、ここで一つ、我々の落ち度が確認がされまして、モニタリング結果ですけれども、プロジェクト実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果をウェブサイト上で公開することをモニタリングのガイドラインの中で謳っておりましたが、この点、モニタリングの結果の当該国での公開について、どのような情報がどこで公開されているかの確認が十分ではなく、その結果を我々のホームページ上では公開するということの対応ができていない状況でございました。この点が、我々ができていなかったということで確認がなされました。

最後のほうになりますけれども、ガイドラインの遵守の確保という意味で、我々がガイドライン審査役というものを、社外から1名任命しておりまして、四半期に一度環境グループがこの審査役に対しまして業務実施状況を説明しているところではございます。そして、この審査役とともに、各国の異議申し立て手続き担当機関による非公式会合にもJBICさんが前回説明されていましたが、同じように参加しているという状況でございます。

最後、まとめでございますが、NEXIにおける環境ガイドラインの実施状況につきまして、先ほどご説明したとおり、我々としては、おおむねガイドラインどおりやっているものというふうに理解しております。そういう結果が出ていると思っております。

一方で、モニタリングのところですが、モニタリング各国で一般に公開されているモニタリング結果のウェブサイト上での公開につきましては、改善すべき点があるということで確認されましたので、我々としましては、その是正措置を講じて、今、着手し始めたところでございます。

ですので、今後とも、ガイドライン実施を順守すべく努めていく所存でございます。

これが、日本貿易保険としてのガイドライン実施状況調査に関する報告でございます。

駆け足になりましたけれども、以上で終わらせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

冒頭、ございましたように、内容についてのご質問は書面にてということでお願いをしたいと存じますので、その点、ご協力をお願い致します。

仮にというか、この場でそれ以外のことで、もしということがあれば、何かお受けを致しますけれども、よろしいですね。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

二つ目の議題として、JBIC、NEXI環境社会配慮ガイドラインの実施状況確認に関する質問への回答ということで準備をしております。

では、よろしくお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

議題の二つ目でございます。実施状況確認に対する NGO からの質問への回答ということでございまして、NGO の方からは、5 月 9 日付で JACSES 様から 51 項目の質問を承っております。

これに続きまして、5 月 22 日付でフレンドオブアースジャパンさまから、4 項目の追加の質問をいただいております。

従いまして、合わせて 55 の質問を頂戴しているというのが現状でございます。

それと、きょう、当日の話になりまして、大変申し訳ないのですが、この 55 項目の質問に対しまして、JBIC の回答、NEXI の回答ということで三段表にした資料、これは全部で 13 ページにわたる資料ですが、JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況確認に関する質問への回答ということで、本日お配りさせていただいております。

書面でいただいた質問でございますので、私どもとしては、書面でご回答をさせていただきます。

今日、もしくは明日中にはこの内容につきましては、遅くなりましたけれども、JBIC、NEXI のホームページにアップをさせていただけたらと考えております。

それで、回答の箇所につきまして、ご覧いただきますと、答えられるものにつきまして、極力答えるという方針のもと、JBIC、NEXI の答えを埋めさせていただいております。

一方で、もともと、そういうデータがないとか、そういう箇所も何カ所がございます。あと、残念ながら、本日までに回答が間に合わなかった。もうちょっと追加のクラリフィケーションが必要だというようなものも幾つかございまして、それについては、後日回答予定ということで記載をさせていただいております。

「後日、回答予定。」と書かせていただいたものにつきましては、回答が出来上がり次第、ここに埋め込む形で、順次更新したものを、私ども JBIC、NEXI のホームページ上で公表していきたいと考えております。

この回答に対して、さらにご質問があるかと思えます。それにつきましても、また書面でご質問いただければ、それに対する回答というのも可能な範囲で回答させていただきたいなと思っておりますので、さらなる追加質問、クラリフィケーションがある場合は遠慮なく JBIC、NEXI のほうまでご連絡をいただきたいと思います。

それから、あと、クラリフィケーションというか、私どもの回答の趣旨をもうちょっと確認したいというご要望もあらわれるかと思えますので、個別の面談につきましても、常に私どもオープンでございますので、ここの回答ということですか、こういうふうに書いてありますけれども、ということなののでしょうか、NGO として聞きたかったのはということなのかもしれませんが、そういう観点からはどうなののでしょうか、というようなそういったクラリフィケーションの確認が必要であれば、個別の面談で対応をさせていただきたいと思っておりますけれども、NGO の方、そういうご対応でよろしゅうございますでしょうか。

分かりました。どうも、ご了承いただきましてありがとうございました。

追加の質問、それから、先ほど申し上げたようなクラリフィケーションが必要ということであれば、ご遠慮なく JBIC、NEXI のほうにコンタクトをいただきたいと思います。

よろしくお願い致します。

【司会】

ありがとうございました。

では、こちらにつきましても、ご質問等があれば、書面で、あるいは個別の面談ということでも結構でございますので、必要に応じてご質問いただいたり、それから面談の申し込みをしていただいたりすればよろしいかと存じます。

この点、特に、この場でご発言等ないようでございますたら、次の議題三つ目でございますけれども、個別論点の議題に入っていきたいと存じます。

では、まずは、全体の流れということで、JBIC、NEXI のほうからお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

議題の3ということで、個別の論点のほうに移りたいと思っております。

私どものホームページにも先般公開させていただきました。本日も資料としてお配りさせていただいておりますが、NGO の方、それから産業界の方からいただきました、ご要望事項、それから、あと、JBIC、NEXI として今次改訂に当たり、この部分を直したほうがいいのではないかといったような論点につきまして、JBIC および NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理という三段表の資料を作成させていただきました。

今後、個別論点につきましては、この論点整理のこの表に基づいて議論に入っていきたいというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、この論点整理表は、これまで NGO の皆さまからいただいたご提言ですとか、産業界からいただきましたご要望事項、それから、JBIC、NEXI として今次改訂で改訂したほうがいいのではないかというような事項を私どもの環境ガイドラインの項目順に並べ替えて作成させていただいてるものでございます。

ご覧いただきますと分かりますとおり、左から4列目に項番という項目がございます、順番に1番から番号を振らせていただいております。

この項番1から、今後、順番に議論をさせていただきたいと考えております。

NGO の皆さまからいただきましたご提言には、JBIC、NEXI としての考え方を記載させていただいております他、先週、産業界の方からいただきました個別論点に係るコメント、これを記載して、NGO の考え方、産業界の考え方、JBIC、NEXI の考え方といったものがそれぞれ一覧の形で分かるような形に同表を作らせていただいております。

また、JBIC、NEXI のサイドからご提案をさせていただいている項目につきましては、産

業界の方からもコメントをいただいておりますし、それから、一部 NGO の方からもコメントを頂戴しております。それを盛り込んだ形でこの三段表に入れさせていただいておるところでございます。

誰が提言したかというのが分かるように、【提言】という形で、明示的に誰が提言したのか分かるような形で書かせていただいております。

あと産業界の方からは、個別論点に係るコメントとは別に、環境ガイドライン改訂にあたっての総論的な要望書を先般頂戴しております。個別の論点ではないため、そのいただきました総論への要望書自体はこの論点整理の中には載せておりませんが、各項目において総論に沿ったご意見があれば、都度、産業界の方からご発言をしていただけたらなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

以上が、冒頭 JBIC、NEXI 側からのご説明でございます。

【司会】

ありがとうございました。

では、早速ですが、論点整理表に従いまして進めたいと思います。

1 点、進む前に、これまでのご要望でございますけれども、ご発言の際は、挙手をいただき、先にお名前と、それから所属を言ってからご発言をお願い致します。匿名を希望される場合には、匿名でご発言をしていただいても結構でございます。

また、議事録だけ匿名ということもできますので、その際はその旨おっしゃってください。ご協力のほど、お願い致します。

では、早速でございますけれども、項番 1 からスタートとしたいと思います。

1 の段取り的なところは、申し上げておきますと、NGO の考え方というところに提言とございますので、まずは、NGO の方から提言についての背景であるとか、趣旨説明、あるいは補足説明などを少しいただきたいと思います。

その後に、産業界の考え方という欄に進みまして、産業界の方からご意見を賜ればということでございます。

最後に、JBIC、NEXI のほうで発言をさせていただくという形で進めさせていただこうかと思っております。

では、1 番の環境社会配慮助言委員会の設置ということについてご提言いただいた NGO の方から、ご発言をお願い致します。

【FOE Japan 波多江様】

FOE Japan の波多江と申します。

これは、資料として、JBIC さん、NEXI さんのウェブサイトにも掲載されておりましたこの NGO 提言です。2 月 12 日に私どもの NGO だけではなくて、複数の NGO の団体の連名で出させていただいているものですが、最初の項番 1 は、5 ページ目の 12 番の提言にな

っております。

提言の内容としましては、常設の第三者機関というものを設置して、支援の決定前、意思決定前の審査に当たって助言を得るというようなこと。それから支援の決定後に、モニタリングの段階でプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るという、そういった常設の委員を、委員会を設置してはどうかという提言でございます。

この、常設の助言委員会というのは国際協力機構 JICA のほうには、既にかれこれ 5 年以上前から設置されているものですが、委員会の中で、ワーキンググループですとか、そういったものが設置されていまして、そこで選ばれた委員が EIA、あるいは住民移転計画というものを精査して、議論もし、そして助言を作ると。それに基づいて、JBIC さん、NEXI さんの審査室の方々に審査をしていただくというようなことで、透明性と、アカウンタビリティの向上につながるということは、まず一つあるということと、やはり、JBIC さん、NEXI さんの審査室の方たちが、見るべきポイントを見落とさないようにするというようなポイントとしては、環境社会配慮の向上が期待できるのではないかというふうに考えております。

趣旨としては以上です。よろしくお願い致します。

【司会】

はい、ありがとうございます。

続いて、産業界の方からいただいた意見について、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾と申します。

産業界における、さっき JBIC さんのほうからご紹介ありました総論部分と各論部分でありますと、既に各論に入っているのですが、総論部分の私どもの現状を説明をさせていただいてよろしいですか。

それでは、お手元の産業界の意見書、総論の部分ですが、国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書ということで、5 団体連名で表示をしておりますけれども、幹事団体ということで、私ども日本貿易会が取りまとめさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

今、NGO の方から、JICA の第三者機関のお話もありましたけれども、JBIC、NEXI は、その存在の目的として JBIC 法、あるいは貿易保険法の中で、国の機関としての JBIC であれば、わが国産業の国際競争力の強化、あるいは海外における資源の確保が、また、NEXI さんについては、海外取引の健全な発展を図るというのが、その組織目的とされていることから、それにのっとった業務運営をされているわけですので、環境社会配慮のガイドラインの適応に当たっても、それを、その上でやっていくことを明確にする上で、ガイドラインにその旨を付け加えてほしいというのが、一番目の要望です。

それから、2、3、4のところは、JICAとか国際機関みたいに関係機関ではなくて、商業ベースの案件、審議、支援が中心であるということで、常に厳しい国際競争にさらされていると。3番のところに書いていますけれども、最近では非OECD諸国との競争も激化しているということです。日本企業ですので、非OECD諸国並みというのは、もちろん、そういう要望をしているわけではないのですけれども、せめて、同じ土俵を、先進国の集まりであるOECD諸国の中で、イコルフットイングを確保していただきたいというのが、2、3、4に入ってるようなことです。

それから、5番目の要望ですけれども、これは、環境ガイドラインの改訂そのものには外れる内容かもしれませんが、現在、毎日燃料輸入に100億円ぐらい、かつてに比べて貿易赤字がある。年間4兆円近い金額が海外に流出していると言われておりまして、日本経済そのものにとって、非常に影響を及ぼすということで、産業界においても、なるべく安いエネルギーを輸入するというふうに取り組んでいるわけですが、その権益取得の段階で、まだこれから開発には、2年も、3年もあるというところ、権益取得そのものについては、環境に対する影響そのものがないということで、開発の段階になって、きちんと環境評価をやってもらうということで、権益取得の段階でも、JBICさんの融資、あるいは協調融資に対するNEXIさんの付保も、可能にできる運用をしていただけないかというお願いであります。

ちょっと、改訂そのものの論からは外れるかもしれませんが、そういうことで、総論を出しております。

各論の、項番1のところの意見ですが、JBIC、NEXIさんのこれまでの、運用の報告というのがありましたように、個々の案件に応じて、それぞれのプロジェクトにふさわしい専門家等を起用されているということで、常設の第三者委員会を設置するというところにそんなに意義が見いだせないかと思っております。

他国ECAにおいてもそういうところはないということで、イコルフットイングの観点からも、常設の第三者委員会は必要ないと考えております。

また、第1回の資料にもありますけれども、カナダを除いて他国のECAではない『事後的な異議申し立て制度』というものも設けられているということで、その点でも十分配慮を行っていただいているというふうに考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。

続いて、JBIC、NEXIの考え方ということで、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

NGOの方、産業界の方、ご提言、ご意見どうもありがとうございました。

この、常設の助言委員会につきましては、私どもとしては、三つ問題があるのかなと思っております。

一つは、JICA さんで既に導入されておられるという、NGO さんからのお話がございましたけれども、援助機関である JICA、それと、ECA である JBIC、NEXI の違いというところを理解しないといけないのかなと思っております。

というのは、やはり、援助機関というのは、大変借入人、プロジェクト実施主体に対して、レバレッジがきくというか、影響力を行使することができる立場にある。超長期貸し、超低利の利率ということで、援助を受ける側からすると、他にそういった有利な資金がない中で、資金提供者、援助機関の意見に耳を傾ける可能性がかなりあるのかなと考えます。

一方、私どものような輸出信用機関におきましては、特に、競合の結果、日本企業さんが受注をされた案件、その後、私どもファイナンスの交渉に入って契約交渉をして、調印というふうな手続きを踏むわけですが、初期の段階から、援助機関と違って参画することができないということと、競合の中で日本企業が受注をしたという状況の中で、例えば、ご提言のある助言委員会のほうから、追加的に、こうこう、こういうことを借入人、実施主体に対して求めなさいというふうなご助言をいただいた場合、それを、相手国政府ですとか、実施主体、借入れ人に申し入れたところ、そんなことを言うのだったら、日本から物を買わない、他の国から買うというようなことを言われる可能性が大変高いという、援助機関の持つ性格と、私どものような機関、JBIC、NEXI の違いということを、まず念頭に置いた上で本件については検討しなければいけないのかなと考えています。

二つ目は、イコールフットिंगの確保ということでございまして、これも、産業界の方からもご意見を頂戴しておりますけれども、他の国の ECA には、残念ながら、今回ご提言のあった助言委員会のような常設の機関、環境社会配慮に的を絞った常設の機関というのではないというふうに、私どもとしては認識しております。

他の国の輸出信用機関にそういった制度がなく、かつ、融資を行う際、もしくは保険を付保する際に、さらに、こうこうこういうことを追加で求めるというようなことが、仮に助言委員会のほうから出てきた場合に、他国とのイコールフットिंगが確保されないという産業界の皆さんからの懸念はなるほどなと思うところでございます。

3 点目と致しましては、機動性の問題でございます。

私どもは、2012 年より株式会社国際協力銀行という形で、日本政策金融公庫から独立させていただいておりますけれども、その法改正の中で、当時は民主党政権下ではございましたけれども、機動的な受注支援ということを政治家の先生方、それから、産業界の方々から、大変叱咤激励を受けながら法律の審議が進んだという経緯もございます。

それから、現在の自民政権下におきましても、インフラシステム輸出戦略他、政府の施策の中でも官民一体での機動的な受注支援、これが求められているという中で、ただでさえ、どうしても、政府系金融機関、JBIC、NEXI という民間に比べるとスピード感がないのではないかというご批判とか、ご意見が寄せられている中で、この機動性が損なわれ

ることに対して、産業界の方からもご懸念が寄せられているという部分もございます。

以上、今、申し上げた援助機関との違い、それから、他国輸出信用機関とのイコールフットINGの確保、それと、機動的な受注支援といった政策的に課されている課題、この観点から、せっかくいただきましたご提言ではございますが、JBIC、NEXI としては、この助言委員会の設置については難しいのかなと、そのように考えています。

一方、私も事後的な異議申し立ての制度ということで、他の ECA にも先がけて、そういった制度を設けております。適切な事後対応で、そういった助言委員会に当たるようなことの部分を補っていったらなというふうに考えているということでございます。

【司会】

ありがとうございます。

コメント、あるいはご質問等ございましたら、はい、どうぞ。

【FOE Japan 波多江様】

FOE Japan の波多江です。

産業界さんの考え方、それから、JBIC、NEXI さんの考え方ということで、お伺いしたのですけれども、今、JBIC さんのほうからご説明の中、1 点目で例えば、初期から事業参加できないという点ですけれども、そして、事後、例えば、常設の委員から出た助言というものを申し入れた場合に、日本が競争、不利をこうむるのではないかと問うお話でしたけれども、私たちが考えている常設委員会の方たちの議論というのは、おそらく助言というのは、もちろん JBIC さん、NEXI さんが持っていられるガイドラインに基づいて、そこで、そのガイドラインの遵守ができないのではないかなという観点からの助言になると思いますので、今、例えば、JBIC、NEXI さんが審査室で行われていて、もし、事業者さんが、それに遵守を満たさないというようなことがあれば、要件を満たさないようなことがあれば、もちろん、何かを申し入れられていると思うのです。それと、それほど変わらないのではないかなというふうには思った次第です。

それから 3 点目の機動性なのですけれども、今回の実施確認調査の中で JBIC さんも、NEXI さんもカテゴリ A 案件については、全て外部のコンサルタントさんを起用されているということだったので、それは、非常に歓迎すべき点かなというふうには思っているんですが、私たちの提言の内容で明確には記していなかったのですけれども、この常設の第三者機関というのを設置した場合に、その助言を得る事業というのは、カテゴリ A は全てと。必要に応じて、カテゴリ B というようなことで私たちは考えておりましたので、例えば、外部のコンサルタントさんを今カテゴリ A 案件については、全て起用されているということであれば、それを常設にさせていただくというような感覚なのかなというふうに、少し思ったのと、それから、カテゴリ A 案件について JBIC さんのほうは、NEXI さんのほうは違うのかもしれないですけれども、JBIC さんのほうは、EIA を入手されてから 45 日間は

公開をすると。意思決定前に、少なくとも 45 日公開をするという期間がございますので、その 45 日間の間に、例えば、この常設委員会の方たちが議論をして、助言を出すというところで、それほど機動性を損なわれるとはちょっと思わないというふうに私たちは考えているところです。

なので、今の時点は、外部のコンサルタントさんが、どなたかということは、私たちに分かりませんし、その、コンサルタントさんがどのような観点で JBIC さんに助言というか、そういった調査の結果を報告されているか分かりませんが、例えば、そういう常設の委員会をした場合には、その透明性ですとか、アカウンタビリティ、それから、環境社会審査の向上というものも望めるであろうというふうに、やはり考えている次第でございます。

【司会】

ありがとうございます。

続いて、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上と申します。

関連するのですが、私も、第三者である外部コンサルタントの、中身が、どこまで環境での要件を実施する場合に、彼らが、どういう作業をやるかとか、例えば、外部コンサルタント何名でやっているのか、よく分からないのですけれども、例えば、選定基準、どんな人ですかとか、その辺の内容いかんにもよるのですけれども、それが、私たちが想定している者と近いものであれば、その辺をうまく統合する感じにもできるかと思うのですけれども、私自身は、そもそも、第三者よりも、現実に行われてる外部コンサルタントの方々が、どんなことをされている、どうやって選ばれて、どういうふうに行っているかもよく分からないので、そこを、まず、ある程度、共有していただくような、情報提供とか、必要かなと思っているのが 1 点。もう一つは、イメージとしては、もう少し、外部コンサルタントというのは、具体的な、案件ごとに専門性が必要なので、物によって、それぞれ、全く違うような感じの方をやはり雇われて、それなりの専門性を持っている、精通された方がいたほうが合理的ですし、ということで、されるのかなというイメージなのですけれども、一つは、助言委員会というものの案の、一つはもちろん透明性、アカウンタビリティ、抽象的に多分、言っている部分もあるのですけれども、一つ具体的に言うと、例えば、ガイドラインがあります。書いてありますけれども、結構、私たちが見ていると、JBIC さんの考え方は違うのですけれども、私たちが見ていると、こうガイドラインに書いてあるのに、ガイドラインと違う解釈でやられている。で、これオーケーですと言われてるようなケースを、私たちの観点から見ると、ちょこちょこあるわけです。

そうなってくると、これはガイドライン違反だと思うのですけれどもという話を個別の

案件でいろいろやったりするわけなのですから、いいえ、これは、こういう理由でこうなのだとされて、ああそうかなみたいなことになるわけじゃないですか。そういうことについても、何か、そういう観点からガイドライン、こういうふうに、それなりに解釈はあるのかもしれないですけども、私たちから見ると、後付で出てきたような解釈をされて、これは、セーフなんですよと言われるようなこともあり、ええ、そうかなみたいなことなのです。

その上で、異議申し立てというのがあるのですが、異議申し立ての場合は、結構、住民の方々に限られていて、NGO のほうから、横から、これ違いますよねという、やるのですけれども、違いますという解釈、JBIC さんの解釈で、そうなんですって、それで終わりかみたいなことになっちゃいまして、なかなか、ちゃんとしたフィールドというか、議論の場がない。

一つの考え方としては、常設委員会、個別の案件でチェックするというのがありますし、もう少し、議論する場というか、JBIC さんの解釈はあるかもしれないですけど、もうちょっと、そこにこうガイドラインが書いてあるけれども、実際、こうやる場合は、この件で、こうなっていますと、そういう議論する場も欲しいなということもあるのです。

そこは微妙に違うんですけど、個別の第三者である外部コンサルタントという位置付けと、若干ちょっとずれちゃう感じがするのですけれども、一つは常設委員会では、一定の解釈も積み重なることによって、これは、このガイドラインはこういうふうに解釈するのだよというのが、そこで形成されていく。それをきちんと実施する、チェックのときに、実施していくとか、ああ、こうでしたよねとか、分かりませんが、もちろん環境審査室でしたか。JBIC さんが、そこで応えるということで、そこできちんと継承されていればいいのですけれども、見ると、このケースではこうなっていましたとか、こう書いてあるけど、こうですというようなケースは、ちらほらありまして、大丈夫かなみたいな懸念もありまして、そういう観点もあるんです。

幾つか、ちょっと言っちゃって申し訳ないんですけど、先ほど、反論もありました競争性とか、機動性ですか。あったんですけど、この言っている中身自身は、この今あるガイドラインをきちんとやりましょうというだけの考え方なのです。

別に、だから追加的に何かしようとか、新しいものを入れようとか、そうではない。というところだけ誤解のないように理解していただけたら。実際あるガイドラインを、きちんとやるために、これが必要なんじゃないかなという提案というふうに理解していただきたい。別に、負担をできるだけないような形で、さっきお話ししたような期間を、その中でやると、何らかの対策は必要だと思うのですけれども私の中では、そういうガイドラインがちゃんと実施できてないのじゃないのという観点もあり、それを、ちゃんとやるという観点で、こういうのは。だから、今のままだとずるずる解釈が広がって、ガイドラインが有形無実というか、書いてあるけど実施がちょっと違うなという判断もあるのです。個別のケースの中で。なので、こういうのが必要性があるだけで、別に、ちゃんとやっていれ

ばいいのですが、なかなかそうではないなという、それは、レビューどおりの JBIC さん、NEXI さんの場合には、それなりにやっていますよという評価ですけども、私たちの評価としては、そうじゃないケースもちろほらありまして、そうなってくると、こういうのが必要になってきちゃうなということで提案をしているということで理解していただければ、なので、別に追加的という制度とか、そういうのはあまりない。今あるガイドラインをきちんとやるには、こういうのも必要なのではないですかというご提案だということで理解していただければ。

すみません、長々話して、すみません。

【司会】

ありがとうございます。では、JBIC。

【国際協力銀行 稲葉】

ご意見どうもありがとうございました。

先ほどの、ご質問の中で、おそらく、外部のコンサルタントって、どういう形で使っているのかというのが、ご興味が一番大きなポイントかなと思いますので、その辺りを、環境審査室に、実際に環境審査室がカテゴリ A の案件については、外部の環境コンサルタントを使って環境社会配慮の確認をさせていただいておりますので、どういう考え方、どんな形で協力を得ているかというのを説明してもらいたいと思います。

【国際協力銀行 大島】

環境審査室の大島でございます。

ご質問にありましたコンサルタントさんを、どういう基準で我々が選定をさせていただいているかというのをご説明させていただきます。

まず、コンサルタントさんの選定基準と致しましては、JBIC の場合は年に 1 度、公募で、その年度に手を挙げていただくという形をとっております。

これは、どなたでも手を挙げていただけるものでございまして、手を挙げていただいた中から、我々の中で基準を設ける。例えば、どういった基準があるかという、おっしゃっていたような専門性ですね。これは、どなたでもできるというものではないというふうに認識しておりますので、専門性とか、今までの実績等々、こういったものを勘案させていただいて、最終的にその年に我々が環境レビューで雇用させていただくコンサルさんをプール制という形で、選定させていただいております。

今年度につきましては、詳細な数値は定かという、記憶は確かではないのですが 15～16 社で、プール制として手を挙げていただいて、各環境レビュー案件に係る実査をやっていただくという。

専門性はどうなのかというところでありますけれども、当然、世界的に名の知れたコン

サルタントさんであり、日本でも名の通ったコンサルタントさんでありますので、何ら問題は無いものというふうに認識しています。

また、各セクターごとに、得意不得意というのもございますので、そういったところを、勘案して案件ごとに、我々のほうから提案書を出してくださいという形で、提案書を出していただく。その上で我々の中で評点を付けて、価格と評点のところを合算して、その中で一番競争力の高いコンサルタントを雇用させていただくという形になっております。

【司会】

ありがとうございました。

先ほどの点などについて、ご質問、あるいはコメント等ございますでしょうか。

では、NEXI のほうから追加で、どうぞ。

【日本貿易保険 片山】

NEXI の片山でございます。

NEXI のほうの、コンサルタントさんの選定方式ですけれども、基本的には JBIC さんと同じ方式を取っております。

まず、我々の環境社会配慮確認への支援の業務ということで、コンサルタントさんに手を挙げていただいて、提案書をまず出していただいて、会社として、我々は評価を致します。

その、まず、評価を通った人たちというのを候補者としまして、我々は、プロジェクトごとに会社さんに、声をかけさせていただいて、それで、この期間にこういうプロジェクトをやりますということで、提案書を出していただく。

そのときに、見積もりをするときには、まず、スケジュール的に大丈夫か、大丈夫じゃないかというのがありますので、大丈夫だというふうに手を挙げていただいた方にはプロジェクトの内容をお見せ致しまして、その上で、もちろん守秘義務は守っていただくのですけれども、プロジェクトの内容を見せまして、そこで我々は、これだけできますという札を入れていただく。その際には、担当になる方、サブに付く方、そして、それを、取りまとめる方々という、そういった内容までも全部出していただきまして、我々が定性評価、そして、金額のほうの評価もさせていただいて雇うということをさせていただいております。

我々の選定は、以上です。

【国際協力銀行 大島】

1 点、補足でよろしいでしょうか。

今、NEXI 様からご説明があったような、詳細なことを、我々も同様に行っているということでございます。

【国際協力銀行 稲葉】

ちなみに、外部コンサルタントの選定手続きというのは、私どものホームページで、公示で選定をさせていただいております。私ども、政府系金融機関ですので、国や、地方公共団体が行う、公共事業と同じように入札とか選定については、ルールが定められております。そのルールに基づいて、公平に選定をしているところでございます。

それと、先ほどのご意見の中の2点目のポイントとして、ガイドラインの解釈。例えば、基準とする、もしくは参照する国際基準なり、先進国の基準とかと比べて、それを逸脱しているようなケースでなぜ、これをよしとしたのですかというようなケースが、多分、頭にあられるかと思うのですけれども、その点については、NGOの方からいただいています、要望事項の中の項番で言うところの10番のところで、乖離がある場合には、その理由とか背景を公開すべきであるというようなご意見を頂戴しておりましたので、そのときに、議論をさせていただけたらなと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

これは、乖離がある場合にはというのは、もちろん、そこで議論をやと思うのですが、助言委員会自身は、ここで、多分、議論をされるんですよね。なので、それを、そっちの議論はどういう、助言委員会の話になるでしょうか。

【国際協力銀行 稲葉】

助言委員会の話なのですけれども、こちらのほうから、ご説明させていただいたとおり、カテゴリ A の案件は全て外部のコンサルタントを使って環境社会配慮の確認をさせていただいているということ。それから、先ほど、NGOの方からもご紹介ありましたとおり、45日間EIAについては公開するということになっております。

仮に、ご懸念のあるような案件があるのであれば、常設の助言委員会というようなものを作るのではなく、今もやっておりますけれども、その45日の期間内を使っていただいて、個別に、この案件についてどう考えているのかというようなことを、NGOの方から言うただいただければ、私どもとしては、従来同様、個別の面談をセットさせていただいて、ご意見を聞かせていただく。必要に応じて、それを、反映していくというような手続きは、これまでもっておりますし、今後取るつもりでいるのですけれども、それでは、不十分だということでございますでしょうか。何分、新しい組織を立ち上げるとなると、メンバーの人選をどうするかとか、会議体の運営をどうするかということで、私ども、大変、事務負担もございますし、それから、機動性という観点からは、産業界の方からもご懸念をいただいているということもありますので、ご懸念というか、私どもに対しての、不安な点というのは、先ほどご意見としていただきましたので、今ある枠組をうまく使って、解決できないかなと思う次第でございます。

【司会】

では、続いて、NEXIさんのほうからお願いします。

【日本貿易保険 片山】

NEXIの片山でございます。

先ほど、稲葉さんがおっしゃったとおりとは思っております。

それで、委員会というものを立ち上げると、やはり、その運営というものもそうですし、委員の方々のスケジュール調整というのは、これがやはりなかなか難しいというのがあるのではないかなと思いますので、既存のメカニズムの中で質問なりをしていただくのが、やはりいいのではないかと。

それを、閉ざしているわけではございませんので、それで運営をするのが、いいのではないかと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上ですが、一つは、さっきの何でしたか質問がありまして、専門家とかコンサルタントの選定の手続きを教えていただきたいのですが、その方々は、レビューをしてくださいと頼んで、レビューをやって、それはガイドラインに当たっているかどうかまで、それを彼らが判断を、それなりの「こうです」ということを出される。どこまでがお仕事になると考えてよろしいのでしょうか。

【国際協力銀行 大島】

彼らに任せっぱなしというわけではなくて、あくまでも、我々の作業を補助的にサポートとしていただくという趣旨で雇用させていただいております。

具体的には、我々の個別プロジェクト毎に、環境ガイドラインに則って、チェックリストというものがございますけれども、セクターごとのチェックリストにのっとって、一つ一つ審査をやっていくための補助として雇用させていただいております。

ガイドラインの中には、参照する国際基準として世銀のセーフガードポリシーであったり、IFCのパフォーマンススタンダード、その下部規定であるEHSガイドラインというのがございますけれども、セクターごとの規定についてはEHSガイドラインです。精神面のところについては、パフォーマンススタンダード、セーフガードポリシーにのっとっている

かどうかというところを、すべからく詳細に確認していく。

なかなか、我々も人員的に限られていますので、そういった補助作業をコンサルタントさんを雇って、機動的に対応させていただいているというのが現実でございます。

【司会】

続けて、NEXI さん、お願いします。

【日本貿易保険 片山】

NEXI の片山でございます。

NEXI におきましても、基本的には補助作業というところですが、補助作業の割合は、少し JBIC さんのほうが多いかもしれません。

ガイドラインにのっとって進めるという前提で、そして、チェックリスト、EIA 等で入手できない情報とかを事業者さんに、ここが入手できていないというふうに指摘いただいて、こういうことを聞いてくださいと、そういったところまでアドバイスいただいて、そういうサポートもいただいております。

資料、レビューいただいて、この点は不足しているから、もう少し追加で質問をしたほうがいいですねと、そういうことも、一応やっております。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。どうぞ。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

継続してすみません。

ということは、今はコンサルタントの方がサジェスションということもされるケースもあるという。ことが多い。

【日本貿易保険 片山】

カテ A については、全件お願いしますので、基本的には全件、カテ A については、アドバイスをいただいております。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

分かりました。そこで、JBIC さんのほうが、むしろ、環境審査室で主導して足りない部分をお願いして、補助的にやるというふうに説明されたんですけど、その理解で聞いております。

となると、例えば、プロジェクトによっては、いろいろなことがあると思うんですけど

も、物によっては業務というか、中身によって建設系の、分かりませんが、詳しくはないのですけれども、労基の話とか、いろんな環境ガイドラインですから、住民の話から、先住民の話から、いろいろなことがあるのですが、これは、例えば、1社に、一つの、いろいろなケースがあるのかもしれないのですけれども、ワンプロジェクトだと1社でなるということなのか、小分けにしてやることもあるものなのか、それぞれ、物によって違うというふうに考えたらいいのでしょうか。すみません、細かい話で。

【国際協力銀行 大島】

基本的には1社にお任せして、やっていただく。そもそも我々は、プールさせていただくコンサルさん。このコンサルさんは当然、我々の環境ガイドラインというのを理解していただいているというのが前提ですし、我々が参照する国際基準、IFCのパフォーマンススタンダードであり、世銀のセーフガードポリシーであり、そういったものに精通していますよということが前提で、コンサルさんをプールさせて頂いております。例えば、仮に土木系のコンサルさんであっても、我々のプールさせていただくコンサルさんというのは、当然、そういった社会面に精通しているということが前提という認識でございます。

【司会】

では、一番左の方、お願いします。

【日本プラント協会 長田様】

日本プラント協会の長田と申します。

今、いろいろお話伺っていて、感じたことを申し上げます。NGOさんのほうから第三者委員会の機関、いろいろあって、私どものほうの産業界としての考え方、それからJBICさん、NEXIさんの考え方があったのですけれども、やはり、業界としましては、ビジネスを進める上で、やはり、先ほどの総論的要望書の2番にも書いてございますけれども、入札制というのは、非常にビジネスの重要なポイントと言っているところがございます。

NGOの方からの要望の中で、JICAさんとのこういう実体が置いてあるということで、JBICさんのほうからは、また、JICAさんの機能、JBICさん、NEXIさんの機能の違いという話がありましたけれども、JICAさんのほうの円借款でさえ円借款は迅速化が必要だということで、ここ数年、改善に次ぐ改善ということで、できるだけ早く進めるという方向性でJICAさんが動いてくださっています。ビジネスの面では、さらに、それ以上の速さというのが求められておりまして、先ほどJBICさんのお話を伺いましたが、あまり、手間取ってる、または、手続きがこれとこれがあるのだという、じゃ、いいやと、他と契約するという、すぐ、そういうふうになるような状況ですので、その、迅速性という観点からも、手続きが一つ変わるということでも、やはり、どうしても、そこで時間がかかってしまうようなことになりますので、雇用の形で追加的な対応をおかずに済む方法があれば、そう

いう形でお願いしたいと思います。

先ほど、NGOの方からも内容的なガイドラインをきちんと守られているかというところが重要であって、追加的なものを求めるわけではないというお話もございましたので、先ほど、9番のところでも出てくるということですので、その内容的な詰めということで、私も、JBICさん、NEXIさん、当事者としてきちんとガイドラインを守った形で責任を持ってやっていらっしゃると思いますけれども、さらに、そこで、補助というお話があれば、その内容のところでも議論になるかなと、そういうふうに考えます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。

先ほど、そちらの方、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会、平尾です。

先ほど、熱帯林行動ネットワークの方からお話もありましたけれども、やはり、案件ごとに違うのだと思うのです。そうすると、常設の固定メンバーによる第三者委員会よりも、今、JBIC、NEXIさんの案件ごとに専門家を選定して評価してもらうというほうが、本来の目的にもマッチしているのではないかと思います。

それから、今、プラント協会さんからありましたように、常設の一つ段階を挟むことによって、ビジネスへの迅速性の問題も新たな要素が入ってくると思いますので、実効性という意味からも、迅速性という意味からも今のような形のほうがいいのではないかと考えております。

【司会】

ありがとうございます。

本件、他に追加でご意見等は、お二人、手が挙がっております。

【FOE Japan 波多江様】

何度もすみません。FOE Japanの波多江です。

私たちの、提言自体の5ページの12番のところにも書いてありますけれども、必ずしもJICAさんが持っていていらっしゃる、そのままの仕組みをというふうには、いろいろと、違う機動性ですとか、そういった懸念もございましてというふうに伺っておりますし、例えば、今の議案の中からいきますと、違うのは、外部のコンサルタントさんを起用されているとおっしゃっていて、選定基準なども設けられて、そして、公示ということでやられているということなんですけれども、やはり、外部のコンサルタントさん1社でやられていると

いうところですか、それから、コンサルタントさんが、どういう助言をされているのかというところが、やはり見えてこないというところが、違うところだなと思うんです。

その違う要素を、何とか改善するような方向で、例えば、常設ではなくても、その部分を改善するような方向の、何か仕組みを検討していただくようなことが、検討していただければ、非常にありがたいなというふうに思った次第です。

【司会】

ありがとうございます。

では、続けてお願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上ですが、一つ思ったのは、第三者外部コンサルタントを起用ということで、その中身を教えていただいたので、イメージは大体つかめてきたんですけど、その辺が、ここで、説明されているような、論点整理の中で、コンサルタントがいるので、大丈夫じゃないのみたいなお話の趣旨があるんですが、あまり、第三者では、もちろんあるんですけども、私のイメージでは、コンサルタントという中身が、どういうコンサルかにもよるんですけど、例えば、独立性をきちんと保っているような、認証機関ってありますね。認証するときの監査をやるようなイメージの、団体だったら、非常に独立性があってと思うんですけど、一般的なコンサルタントというのは、そののところまではというような感じではないですね。言われたお仕事を基本的にはやりますよということで、もちろん、環境レビューは、それなりの知見で判断をされるんだなと思うんですけど、それが、第三者的に評価をして、うちのコンサルタント会社としては、こう思います、どうですかという感じではないなと。つまり、説明が物足りなくて、申し訳ないですけども、お話を聞いていると補助的というお話なので、あくまでも、JBIC さんの場合ですけども、JBIC さんが審査を主体的にやっていて、みんなが常設的に JBIC さんが全てを管理できないので、補助的に不足する分についてはお仕事として、追加的情報というか、必要な情報を調べてきて、それを判断材料にして、JBIC さんとして、環境レビューを作成されるふうに説明されていたので、あくまでも、第三者の意見を言うというようなイメージではなくて、JBIC さんの審査を進める上での補助業務というか、というイメージに認識したのです。

助言委員会では、もうちょっと独立性を持っているイメージなので、それが、ちょっと違うような気がするなと。

でも、もちろん、先ほどコンサルタント会社さんというのは、ガイドライン自身の理解はそれなりにきちんとされていて、それは、ちゃんと確認をするという、もちろん、それが環境レビューなので、それでないという意味がないわけなので、そういう仕事ができるという判断だと思うのですけれども、私たちが見ている案件を、中で幾つか A については、基

本的にはコンサルタントを雇ってやられてるということなので、そう考えると、Aの中でも、これは、ちょっとおかしいよねというものもあるわけです。

私たちの認識ではあるので、そうなってくると、第三者の外部コンサルタントを利用しているからということで、あるいは立場も、独立的に、環境レビューをやっている、JBICさんに助言していますというイメージではないかと。あくまでも、補助的にJBICさんの指示のもとに、そうなんですけど、例えば、環境アセスメントだと、企業のアセスメント会社から、実施する会社に発注して、そこが、それなりの責任を持って調べまして出しますね。だから、会社の責任でアセスメントレポートを作るわけじゃないですか。例えば、そういう意味で、それなりの責任は調査会社にあるわけですが、この外部会社コンサルタントというのは、そこまでの独立的なものではないなというふうに認識したのです。今日の説明では。そういう理解でいいのかなどうか。

そうすると、第三者的に意見を言っているという感じではないので、やはり、助言委員会的な、要するに、環境レビューでちゃんとやっていますねというような判断をしているわけではないなというふうにイメージしましたので、そうなってくると、もちろん、自社としての評価というのは必要なんですけれども、実体を見るにつけ、いや、これちょっとどうなんですかという議論をするようなところが、どこか、先ほど、場合によっては、常設じゃなくてもいいですけどという話がありましたけど、そういうものについては、このコンサルタントが代表になる感じではないなという意見を持ちました。

【司会】

ありがとうございました。

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

外部コンサルタントの関係、それから、環境社会配慮の確認をする主体かどうか。その問題だと思います。

私どもの、環境ガイドラインの1ページの一番最初のところに、あくまでもプロジェクト実施主体により適切な環境社会配慮がなされてることを確認するのは本行だと。その確認をするに当たって、私ども、なかなか人員の制約もあります。それから専門的な知見についても、なかなか本当のプロフェッショナルの方々から比べると劣っている部分もあります。

そういったところを、補完、サポートしていただくという観点から、専門的知見、それから経験豊富な外部のコンサルタントの方を雇用して、サポートいただく。もしくは、意見をいただくというようなことをやっているというふうに、私は理解しているのですけれども、環境室いいですか。

【国際協力銀行 大島】

あくまでも、主体は、本行でございまして、コンサルタントさんは補助的な部門をやっ
ていただくということで、補助的な業務で、方々から集めた材料をもとに、我々が最終判
断を下すということでございます。

【国際協力銀行 稲葉】

あと、もう 1 点なのですけれども、第三者の意見では、正しく反映されるのかというよ
うなご発言も、先ほどあったと思うんですけれども、第三者の意見を頂戴するプロセスに
おいては、従来からも私ども、環境ガイドラインに則って、カテゴリ分類をしたら、直ち
に、その結果をホームページにアップするというようなことを、やらせていただいております。

ですから、A 案件が出てきたらというのを、私どものホームページを日頃見ていただいて
いれば、こういう新しい案件が出てきたなというのが、分かるような形にはなっています。

その後、実際に私どもが環境審査をやり、意思決定をやるまでの間に、もし、ご懸念と
か、ご質問事項とかがあれば、これまでも、私ども NEXI さんともどもお受けさせていただ
いておりますけれども、NGO さんとの面談とか、情報提供の機会というのは、常にドアをオ
ープンにさせていただいておりますので、その中で我々とは違った、繰り返しになります
けれども、適切な環境社会配慮がなされてることを確認するのは、我々なんですけども、我々
が見えなかった点、NGO さんが気付かれた点、そういったものがあれば、従来同様、個別に
面談をセットさせていただきまして、そういった情報の提供をお受けしたいなというふう
に考えています。

わざわざ、常設の委員会とかを作らずとも、今の枠組で、そこを使っておっしゃって
るようなことは実現できるのではないかなと思っているんですけども、いかがでございま
すでしょうか。

【司会】

お願いします。

【日本貿易保険 片山】

コンサルタントのところで、もしかしたら、今の説明でも、まだ疑わしく思っていら
っしゃる点があるのかなという気はしますけれども、コンサルタントさんたちに我々が願
いをするんですけども、彼らもコンサルティング会社としての報告書をちゃんと上げてき
ます。

それで、そのプロジェクトについてのコメントというのは、やはりします。

JBIC さんと、私どもは協定を結びまして、JBIC さんから資料をいただく中でも、そう
いった報告書というのもシェアをさせていただいております。

ですから、もちろん、それを見て判断するのは我々ですけども、このプロジェクトについての客観的な目を持ってガイドラインに沿って、そして、チェックリストに沿っていろいろと調べてくださっているのは、我々ももちろん、目を通しますけれども、コンサルタントさんたちが、そういうのをやってくださっていて、不足があれば、ESIA とかで不足があると、その点は、彼らがこの点は弱いからということで先方さんに質問をしたほうがいいということで、我々のほうに助言をしてくれて、我々の名前で質問なりということをやっておりますので、その点は、ちょっと、今ご理解されたのと、ちょっと違うのではないかなというふうに思いました。

【司会】

ありがとうございます。
どうぞ。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

その辺は、もちろん主体は、各社のもちろん責任であるのは理解してまして、そういうふうに一応報告書が出てきて、それなりに知見、リコメンデーション出てくるというのは、大体そうです。基本的にはそういう感じで。すみませんね。細かいことで。

【日本貿易保険 片山】

ちゃんと報告書、全部のケースに報告書というのを出してもらうことになります。

【国際協力銀行 大島】

JBIC も同じ考えです。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

二つぐらい言いたいことがあるんですけど、さっき、45 日の間にいろいろやりとりをしていただければとあったんですけども、私たち NGO も、そんな強靱な基盤を持っているわけでもなし、ずっとチェックをできないです。見逃すとかもあるわけです。それは、もちろん、全ての、あれだけ、案件だといっても、ずっと見てるわけにもいかないので、そういうのを内部化していただいて、というのが一つの案なんです。

さらには、迅速性っていういろいろなんですけど、ちょっと今思い出しましたけども、いろいろプロジェクトをやりますね。実は問題があるのにスルーして、早いからといってやっている、結局後で、問題がぼんと出てきて、ややこしいことになるということは、大きなリスクですね。なので、こういうことをやっているというふうに理解をしていただいて、早ければいいけども、問題がない場合は速いほうがいいんですけども、そういう観点で、迅速性は重要なんですけども、重要なんだと思います。ビジネス的には。ただ、それを、

天秤ですから、早くやってもらって後でえらいことになったら、どっちがいいですかという話になるので、そこは、勘案で、ちゃんと環境社会配慮をした上で、迅速になるということで、応援できるのではないかと思うので、そこら辺は、どこが、バランスが一番いいのですかという話がありまして、そういう抜けがあると、後で問題になるわけですから、もちろん NGO は全てに目を光らせていないので、なので、そういう内部的に、チェックできるようなものが、それなりにあったらどうですかというご提案です。

もう一つは、専門家とコンサルタントの中で、もちろん一応ガイドラインを理解しておられるという判断のもとに雇われておられるんですが、実際に問題のあるケースも私たちから見るとあるので、そうなってくると、結局、レビューのチェック項目というか、一つは情報ソースの問題もあるのです。こういう問題があるのかどうかを調べるときに、業者側の情報ばかりに頼ると、いろいろ問題が起きやすいわけです。業者さんは、問題がないほうがいい。ないと認識されたほうが通りやすいわけですから。より、限定的な、悪い情報をできるだけ出したいくないというのは、普通の考え方です。なので、そうじゃない情報、いかに確認していくかというのが非常に重要なことになってくると思うんです。

常設委員会もそういう観点で、解釈もそうなんですけど、この辺、本当に大丈夫なんですかと。コンサルタントさんを頼んで、こういう仕事を調べましたけど、もちろん、それは、最終的には JBIC さんの方々の、この情報はどういう感じでちゃんと調べたのかというのは確認されているんでしょうが、頼む段階で、もっと広い情報源というか、頼まないとまずいんじゃないのということが結構あるのかなと、見てみると、限られた情報だから、こういう問題が起きてるのかなというケースがあるので、もうちょっと、例えば、現地の NGO の話を聞いてみるとか、それも、どこに聞くかによって違うんですけども、そういう広い要求と言いますか、要請と言いますか、雇われたとしてもです。それは常設委員会、こういう委員会を立ち上げて、結局そうなんですけど、そういうインプットができて、今どういうふうに第三者のコンサルタントさんに頼んでいるのか、詳しく分からないんです。というのを、一通りやっておられるかと思いますが、それでも、こういう事例は幾つか出るということは、もう少し情報源を広げるとか、そういうことが必要なのかなと。そうすれば、情報をきちんと吸い上げて、もしかすると、うまいこと動くのかなというイメージはあるんですけど、問題のあるケースが起きちゃってるという事実から、やはり、これだと、ちょっとまずいなと。第三者のコンサルタントさんにより広い情報を頼んで、報告を増やすのか、あるいはガイドラインの解釈をきちんともう少し、今回の議論もそうなんですけど、もう少し、クリアに、解釈の余地を狭めることによって、私たちと違う解釈が、運用上、違う解釈にならないように狭めて決めることによって、そういう問題も防ぐのか、それか、こういう常設委員会に対応するのかという、私たちは、問題があるケースを見ているので、こういうことを言っているわけです。

もう1個言おうと思ったんですけど。そんなことです。すみません。

【司会】

ありがとうございます。

JBIC のほうから。お願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBIC の松原と申します。

今のご発言というか、前提として、おそらく産業界さんと JBIC、NEXI という一枚岩で産業界さんがやられたい案件を、とにかく、JBIC、NEXI は支援するのだという、そういう方向で環境なんか、もしかしたら・・・。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

そんなことは思っていないです。

【国際協力銀行 松原】

そうですか。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

そんなのは全然思っていないです。一生懸命やろうと思っても、できないこともあるので。

【国際協力銀行 松原】

環境社会で何か問題が起こると、大変なことになるというのは、我々当然、認識しております。

我々の審査というのは、別に環境審査に限りませんで、お客さまの財務体力であったり、あるいは技術面とか、さまざまなものを審査しますし、場合によっては、お客様や、産業界の方と非常に激しいやりとりになって、その上で、最後調印したり、実は、案件成就しなかったということもございます。

環境審査というのは、比較的、その中で新しい部分に入りますけれども、この十数年間、我々ガイドラインを作ってから、非常に重要なものの一つとして、同様に議論しておりまして、必ずしも、なるべく汚いものに目をつぶりながらやるということでは、実体そうではございません。これが、一つ申し上げたいことです。

その上で、環境審査というのを、どういうふうにビルトインすれば最適な形で案件を作っているのかというのが、おそらく、同じ共通する問題意識だと思うんですが、これについては、我々が今持っている体制。つまり、個々の案件のレビューにおいては、カテゴリ A 案件では、基本的にはコンサルタントさんを雇って一緒にレビューして、何か、純粋な第三者、中立的な立場でないと駄目という意味では、事後的に異議申し立てという

制度を作って、そこで牽制材料を作っておく。そこで牽制材料を作っておくことで我々が適切でない判断、あるいはちょっと踏み越えてもいいかなみたいなことで、踏み越えてしまっただけだと判断をすると、結局後で、今おっしゃった言葉を使えば痛い目に遭うというような制度を持ち、作ることで、それを抑止するという制度を設けておりますけれども、産業界さんからも、ご要望には、迅速性とか、あるいは守秘性みたいなこともあるかもしれませんが、全部、含み込んで今の体制でやっていってきていますし、これからも、それでやっていくのが最適なのではないかなというふうに思っているということです。

おっしゃったようにガイドラインの解釈において NGO の方々のご意見と、我々が考えた解釈というのは違うという側面がある案件があるというのは、これは我々も、当然それは認識しておりますので、そういったところを、個々にどうやって埋めていくか。やってしまった案件をどうするかという話と、今後一般論としてどうするかあると思いますけども、この場合は、まさに一般論としてどうするかというのを議論していくのかと思っておりますので、ここに、例えば、こういう事例があってこの、まさに、今ガイドラインを書いたこの文言をどういうふうに解釈していくみたいなことというのは、この場で議論するということもできるのかなというふうに思います。

【司会】

ありがとうございました。

お願いします。

【日本機械輸出組合 南塚】

日本機械輸出組合 南塚といいます。

今回、第 1 回目で、各論の最初のテーマということで環境社会配慮に係る基本的な考え方ということで、十分な議論をされていると思っております。

我々の、産業界の要望は、他国の ECA もしくは OECD の共通のコモンアプローチの中で、NEXI さんなり、JBIC さんだけが異質なことをされるということについて危惧することであって、他の国全体全てが、そういう、今おっしゃるような委員会設置とか含めて、5 年後なりに、そういう時点でそういう判断を必要とするような国であれば、議論の余地もあるかもしれないですが、今、我々のほうは、他国との競争の中でイコールフットイングということで、ぜひ、そういうことで、この問題について、せめてもう一つぐらい進んでいただけるとありがたいなと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。

追加でのご意見、コメント等、よろしいでしょうか。

では、議題、本件項番 1、議論尽くされたということで、これにてクローズということにさせていただきますと思います。

どうぞ。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

私は、これは、前回ちょっと出ていないので知らないのですが、今回、どうするのかということなんですけど、一個一個議論、ちょっと手続きのお話をお聞きしたいんですけど、ここがあと議論するのはいいと思うんですけど、この、決めるときはどうやって決めるのでしょうか。一通りがってやって、決めるのか。一個一個。コンセンサスで、どんなふうにするのかしらと思ったんですけども。それは、決まっておられるのであれば、手続きとか、なんかあるのでしょうか。

【司会】

どうぞ。

【国際協力銀行 稲葉】

なかなか、産業界の意見、NGO の意見が一致するのは、難しいテーマが並んでるというのが正直で、双方が 100 パーセント満足する合意というのは、それぞれないのかなというふうに思っています。それぞれの主張を、述べていただいて、歩み寄れる点があるのであれば、歩み寄るということだと思えます。

あくまでも、私どものガイドラインでございます。NGO の方々からいろいろご提言いただいたのは本当にありがたい、我々が見えないようなところ、気付かないようなところでご意見をいただいているのは大変ありがたい。

ただ、主体は JBIC、NEXI のガイドラインの改訂ということで、最終的にどういう形でガイドラインを改訂するかというのは、今回のコンサルテーションの議論の中身も踏まえて私どもで決めさせていただくことになるのかなと思っておりますけれども。

【日本貿易保険 片山】

基本的には、そのとおりでございまして、我々は、産業界さんがどういうふうに考えられてるかとか、NGO さんがどういう考えかというのを、やはり、この場では重要であるということなので、それで、最後、我々としてまとめさせていただきたいと考えおります。

【司会】

ありがとうございました。

【FOE Japan 波多江様】

FOE Japan の波多江です。

5 年前の改訂のときのお話をさせていただくと、こういった項番ごとに一応、議論は尽くさせていただいた後に、おそらく、やはり JBIC さん、NEXI さんの、その議論を踏まえた形で文言なり改訂文を出していただいたのかなと。それを、出していただいた上で、また、一度こういったオープンな議論の場と、あと、コメント受付みたいなものがあったと理解しておりますので、そういった形になるという理解でよろしいでしょうか。

【国際協力銀行 稲葉】

基本的には、今、ご紹介ありました前回と同じように、項番 1 番から順番に議論はしていった、それをもとに改訂案的なものを最終的には私どものほうで準備をさせていただいて、それを、このコンサルテーション会合、並びに、たぶんパブリックコメントもするのかもしれませんが。そういう形で最後クローズに向けて、その進め方は、基本的には前回と同じ変わっていない。項目が分かれてる中で、パッケージで考えなければいけないようなことも、今後いずれ出てくるかもしれないので、それぞれに対応するためにも、最後、そういった全体をまとめた議論というのは、やる必要があるというふうに認識をしております。

【司会】

ありがとうございました。

では、追加のコメント、質問等ないようでしたら、ちょうど、切のよいところで、4 時になっておりますので、今回、第 3 回の会合は、これにて閉会とさせていただきたいと思います。

また、次回、7 月に予定をしておりますので、ひとつ、よろしくお願い致します。

本日は、どうもお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】

次回は、先ほど申し上げましたとおり、7 月 3 日、木曜日、午後に予定しております。その次以降、一応スケジュールをお伝えしておきますと、7 月 14 日、7 月 28 日、この辺りまで会場を手配しておきますので、今日の積み残しの議題については順次議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【司会】

本日は、どうもありがとうございました。

【FOE Japan 波多江様】

すみません、3、14、28。

【国際協力銀行 稲葉】

3、14、28 です。28 か 30 は、今調整中というところございまして、3、14、はほぼ確定ということです。

(了)